



平成27年5月8日

各 位

会社名 総合警備保障株式会社
代表者名 代表取締役社長 青山 幸恭
(コード番号2331 東証第一部)
問合せ先 経営企画部IR室長 石渡 康雄
(TEL. 03-3423-2331)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第50回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されることに伴い、責任限定契約の締結可能な範囲を拡大するものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月25日

定款変更の効力発生日 平成27年6月25日

以 上

— 報道関係 お問い合わせ先 —
総合警備保障株式会社 広報部 戸坂
TEL. 03-3478-2310
FAX. 03-3470-4367

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 <条文省略></p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外</u>取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 <現行定款どおり></p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 <条文省略></p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外</u>監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 <現行定款どおり></p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

以 上